

# 期間延長・拡充のお知らせ

(発行日：令和3年8月1日)

## 支給金額：20万円 (拡充前：10万円)

### 1. 対象となる事業者

- ①個人事業者は住所が村田町内にある方。法人事業者は、村田町の法人町民税の課税対象となる法人。
- ②令和2年以前から事業により事業収入を得ており、今後も村田町内で事業を継続する意思がある方。
- ③直近の年間事業収入が、500万円以上あった方。
- ④令和2年12月から令和3年8月までの任意の連続した3か月（以下「対象期間」といいます。）の事業収入合計が、前年の同期間の事業収入合計と比較して20%以上減少していること。

※対象期間に令和3年3月から同年8月までの月が含まれている場合は、

**前々年の事業収入合計と比較することができます。**

前々年との比較は裏面を御確認ください。

※性風俗関連特殊営業等を行う事業者、政治団体、宗教団体、暴力団員等は対象になりません。

※法人事業者は資本金等の額が3億円以下である必要があります。

### 2. 申請の際に必要な書類

申請期間：10月31日まで

※既に申請済みの方が増額分の申請をされる場合は、手続きが異なります。該当の方にはこちらから直接郵送で必要な手続きを御案内します。

- ①確定申告書の控え **※收受日付印が押印されているもの。**
- ②法人の場合は法人事業概況説明書の控え
- ③売上台帳、帳面その他の書類で、月間事業収入がわかるもの
- ④誓約書
- ⑤通帳等の写し（**表紙・通帳見開き1ページ目**、振込先口座・口座名義がわかる部分）
- ⑥個人の場合は本人確認書類の写し

※①及び②については、前年又は前々年の事業収入の額の確認等に使用します。

※③については、対象期間の該当月の月間事業収入の額の確認に使用します。

※その他、追加の書類提出を求めることもあります。詳細はお問い合わせください。

※申請書類の様式は、村田町ホームページからダウンロードしていただくか、下記問い合わせ先まで

村田町HP  
第2期  
事業継続  
応援給付金



### 3. 申請先・問い合わせ先

〒989-1392 村田町大字村田字迫6番地

村田町役場まちづくり振興課 宛

【問い合わせ電話番号】 0224-83-2113

# 「事業収入合計が20%以上減少」の計算について

## 【前々年と比較できるパターン】

「対象期間（令和2年12月から令和3年8月までの任意の連続した3か月間）」の事業収入合計が、前年又は前々年の同期間の事業収入合計と比較して20%以上減少していることが要件となっています。

『令和2年3月』以降は、新型コロナウイルス感染症の影響が表れている時期であるため、比較対象を前々年とすることも可能です。



※前々年と比較できるパターンは下記のとおりです。

### （例） 「令和3年1月以降の連続した3か月」の場合

令和3年1月以降の任意の連続した3か月間を対象期間として設定する場合は、「前年」か「前々年」の同期間をどちらか選ぶことができます。

【例①：今年の5月から7月までと、前々年の5月から7月までの比較】

	5月	6月	7月	8月
<対象期間>令和 3年				
<前 年>令和 2年				
<前々年>令和 元年				

前々年(令和元年)の対象月と比較することができます。

【例②：今年の2月から4月までと、前々年の2月から4月までの比較】

	1月	2月	3月	4月	5月
<対象期間>令和 3年					
<前 年>令和 2年					
<前々年>平成 31年					

【例③：今年の1月から3月までと、前々年の1月から3月までの比較】

	1月	2月	3月	4月	5月
<対象期間>令和 3年					
<前 年>令和 2年					
<前々年>平成 31年					

※ 令和2年の月と令和元年の月を混在（例えば、令和元年2月、令和元年3月、令和2年4月）して選択することはできません。

※ 令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月の3か月間を対象期間として設定した場合は、必ず「前年」との比較となります。